

公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 3月27日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

品名	新品水道メーター（13mm ほか6品目）		
納品場所	上下水道部 配水課		
契約期間	令和8年4月28日 ～ 令和9年3月31日 338日間		
物品概要及び条件	新品水道メーター（13mm、20mm、25mm、40mm、50mm、75mm、100mm）		
予定価格	¥26,788,000 (税抜)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限	令和8年4月2日(木)	午後 5時 00分 まで	
提出場所	郵便入札		
添付資料	なし		
見積予定	予定日	令和8年4月22日(水)	午前 11時 00分 まで
	場 所	宇治市役所 3階 契約課	
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと		
そ の 他	本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は各品目の予定価格を上限として協議し、協議が成立すれば契約を締結します。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は、単価契約です。見積にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含まない1個あたりの単価を円単位で記入してください。

なお、契約単価についても、見積書に記載の消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とします。

- ・仕様書等について質疑がある場合は、令和8年3月27日（金）から令和8年4月9日（木）午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に質疑書（様式任意、商号又は名称・案件名を記載すること）を書面で持参又はFAX（FAX：0774-20-8778）により提出してください。なお、FAXによる提出の場合は、電話（TEL：0774-20-8716）で到着の確認を必ず行ってください。

質疑に対する回答は、令和8年4月13日（月）午後1時以降に宇治市総務・市民協働部契約課において、質疑回答書を配布する方法により行います。翌日には宇治市役所契約ホームページに掲載する予定です。

- ・現在、宇治市上下水道部が使用している「メーター」の確認を希望する場合は、宇治市総務・市民協働部契約課に申し出てください。確認期間は、令和8年3月27日（金）から令和8年4月2日（木）までの業務時間内（午前9時～午後0時、午後1時～午後5時）とし、以後見積日までの現場確認は認めません。なお、予め現場確認を行う希望時間を宇治市総務・市民協働部契約課に連絡してください。また、業務の関係上、希望する日時に現場確認できない場合があります。

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表としますが、本案件については、令和8年3月31日までに発注する案件のため、指名業者をこれまでどおり事前公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

予 定 価 格 積 算 書

種 別	単 価 (1個あたり)	予 定 数 量	金 額 (消費税抜)
	十 万 万 千 百 十 円		億 千 万 百 万 十 万 万 千 百 十 円
13mm	3 0 0 0	× 500 個 =	1 5 0 0 0 0 0
20mm	4 6 0 0	× 3,600 個 =	1 6 5 6 0 0 0
25mm	5 6 0 0	× 175 個 =	9 8 0 0 0 0
40mm	1 3 0 0	× 45 個 =	5 8 5 0 0 0
50mm	8 0 0 0	× 30 個 =	2 4 0 0 0 0
75mm	1 1 0 0	× 42 個 =	4 6 2 0 0 0
100mm	1 4 3 0	× 1 個 =	1 4 3 0 0 0
合 計 見 積 金 額			2 6 7 8 8 0 0 0

案 件 名 新品水道メーター(13mm ほか6品目)

新品水道メーター（13 mm・20 mm・25 mm・40 mm）仕様書

1. 新品水道メーターの型式及び購入数量（予定個数及び納入期限）

品 名	型 式	個 数
新品 13 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=2.5 R=100 全長=100 mm	500 個
新品 20 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=4 R=100 全長=190 mm	3600 個
新品 25 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=6.3 R=100 全長=225 mm	175 個
新品 40 mm (鉛レス素材使用品)	接線流羽根車乾式直読式（上水ネジ） Q3=10 R=100 全長=245 mm	45 個

Q3：定格最大流量（m³/h） R=Q3/Q1：計量範囲

品 名	1 回目	2 回目	3 回目
新品 13 mm (鉛レス素材使用品)	160 個	170 個	170 個
新品 20 mm (鉛レス素材使用品)	1200 個	1200 個	1200 個
新品 25 mm (鉛レス素材使用品)	60 個	60 個	55 個
新品 40 mm (鉛レス素材使用品)	15 個	15 個	15 個
納入期限	令和 8 年 7 月 10 日	令和 8 年 9 月 30 日	令和 9 年 1 月 31 日

※上記納入期限及び個数はあくまでも予定であり、変更となる場合があるので承知すること。なお、令和 8 年 7 月 10 日納入期限分は発注確定とし、それ以外の方は納入期限の一カ月前を目安に上下水道部から連絡するので、それをもって発注確定とする。

2. 納品方法等

- 1) 上記の表に記載する納品日を目途に発注を予定しているので、分別して納品すること。詳細については上下水道部と協議すること。
- 2) 代金の支払いについては、契約単価に発注数量を乗じたものを請求に応じて支払う。各納入後に納品分をとりまとめのうえ、その都度、請求書を提出するものとする。
- 3) 納品時に使用したプラスチック製容器は、上下水道部の依頼があれば回収に応じること。

3. 規格・仕様

- 1) 「新品水道メーター」(以下「メーター」という。)は、計量法及び関係法令に適合した汎用メーター（JIS B 8570-1）であること。
- 2) メーターの本体及び蓋には、本市章・メーター番号の順に刻印し、蓋の裏に検定有効期限のラベルを貼付けること。
- 3) メーターの塗装について、器体部分は適正な無色透明の防錆処理を施し、蓋部分は別途指定の色相にておこなうものとする。
- 4) メーターの番号は、上下水道部が指示する番号を刻印すること。
- 5) メーターの納入時には、器差成績表または検査合格証明書を添付すること。検査合格証明書を提出の場合は、後日上下水道部より個別のメーターの器差成績表の提出を求めることがある。
- 6) メーターには、SBR 合成品（プラスパッキン）もしくはNBR のどちらかを上下水道部と協議し2枚付属すること。
- 7) メーターは、納入日時時点で検定日より3ヶ月を経っていないものを納入すること。
- 8) 納入メーターは、青銅铸件であること。（ただし、ECO BRASS は除く。SnECO は可とする。）
- 9) 本仕様書に記載されていない事項は、上下水道部の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合も同様とする。

4. 製品検査

- 1) 製品に万全を期するため、上下水道部から工場及び関係事務所への立入り調査の要請があった場合は、これを受け入れなければならないものとする。

新品水道メーター（50 mm・75mm・100 mm）仕様書

1. 新品水道メーターの型式及び購入数量（予定個数及び納入期限）

品 名	型 式	個 数
新品 50 mm	遠隔指示装置付はん用たて形軸流羽根車式電子式 Q3=40,R=100,全長=560 mm（補足管付）上水フランジ 若しくは、遠隔指示装置付電磁式電子式 Q3=40,R=160,全長=560 mm（補足管付）上水フランジ	30 個
新品 75 mm	遠隔指示装置付はん用たて形軸流羽根車式電子式 Q3=63,R=100,全長=630 mm（補足管付）上水フランジ 若しくは、遠隔指示装置付電磁式電子式 Q3=100,R=160,全長=630 mm（補足管付）上水フランジ	42 個
新品 100 mm	遠隔指示装置付はん用たて形軸流羽根車式電子式 Q3=100,R=100,全長=750 mm（補足管付）上水フランジ 若しくは、遠隔指示装置付電磁式電子式 Q3=160,R=160,全長=750 mm（補足管付）上水フランジ	1 個

Q3：定格最大流量（m³/h） R=Q3/Q1：計量範囲

品 名	1 回目	2 回目	3 回目
新品 50 mm	10 個	10 個	10 個
新品 75 mm	14 個	14 個	14 個
新品 100 mm	0 個	1 個	0 個
納入期限	令和 8 年 7 月 10 日	令和 8 年 9 月 30 日	令和 9 年 1 月 31 日

※上記納入期限及び個数はあくまでも予定であり、変更となる場合があるので承知すること。なお、令和 8 年 7 月 10 日納入期限分は発注確定とし、それ以外の方は納入期限の一カ月前を目安に上下水道部から連絡するので、それをもって発注確定とする。

2. 納品方法等

- 1) 上記の表に記載する納品日を目途に発注を予定しているので、分別して納品すること。詳細については上下水道部と協議すること。
- 2) 代金の支払いについては、契約単価に発注数量を乗じたものを請求に応じて支払う。各納入後に納品分をとりまとめのうえ、その都度、請求書を提出するものとする。

3. 規格・仕様

- 1) 「新品水道メーター」(以下「メーター」という。)は、計量法及び関係法令に適合した汎用メーター(JIS B 8570-1)であること。
- 2) メーターの本体及び蓋には、本市章とメーター番号を刻印し、検定有効期限を蓋の裏にラベルを貼付けること。
- 3) メーターの塗装について、鉛レス銅合金製の場合は適正な防錆処理と無色透明の塗装を施し、蓋部分は別途指定の色相にておこなうものとする。
- 4) メーターの番号は、上下水道部が指示する番号を刻印すること。
- 5) メーターの納入時には、器差成績表または検査合格証明書を添付すること。検査合格証明書を提出の場合は、後日上下水道部より個別のメーターの器差成績表の提出を求めることがある。
- 6) メーターには、パッキン及び焼付防止処理済ステンレス製ボルト・ナットを必要本数付属すること。パッキンは、SBR 合成品(プラスパッキン)もしくはNBRのどちらかを上下水道部と協議し付属すること。
- 7) メーターは、納入時点で検定日より3ヶ月を経っていないものを納入すること。
- 8) 納入メーターは、青銅铸件、若しくは、ステンレスであること。
- 9) 補足管は伸縮補足管とし、ダクタイル鋳鉄製エポキシ樹脂粉体塗装し色相はAN-55(グレー)とすること。
- 10) 伸縮補足管には必ずストレーナーを付属したものであること。
- 11) 遠隔指示装置の接続コードは標準で良い。(約15m)
- 12) ビット数は、8ビットとする。
- 13) メーターは、電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級(JIS C0920) IP67以上とする。
- 14) 本仕様書に記載されていない事項は、上下水道部の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合も同様とする。

4. 製品検査

- 1) 製品に万全を期するため、上下水道部から工場及び関係事務所への立入り調査の要請があった場合は、これを受け入れなければならないものとする。